改正後

（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出等）

第三条の七　［略］

2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　基礎年金番号（個人番号を除く。以下この号において同じ。）を明らかにすることができる書類（前項の申出書に基礎年金番号を記載した場合に限り、事業団が基礎年金番号を確認できる場合を除く。第五十八条第二項第一号において同じ。）

二～四　［略］

3・4　［略］

（日本国籍を有しない者に係る一時金の請求）

第二十九条の二　法第二十五条において準用する組合法附則第十三条の二第一項の規定により一時金の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二　払渡希望金融機関の名称及び所在地並びに預金口座の口座番号

三　厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給を請求した旨

四　その他必要な事項

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　旅券の写し

三　預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

四　その他必要な書類

3　第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金の支給を請求をするときは、前項の規定にかかわらず、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

（老齢厚生年金の請求等）

第四十二条　老齢厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十五条の四まで及び第四十条の二（同令第三十条第一項第三号ロ、第五号、第六号及び第十一号ロ、第二項第三号の三及び第四号の三並びに第三項、第三十条の三、第三十条の五の二第二項第二号から第五号まで、第三十条の六、第三十一条の二第二項、第三十五条の三第三項第二号から第四号まで並びに第四十条の二第六項を除く。以下「老齢厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、老齢厚生年金請求等規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、老齢厚生年金請求等規定のうち次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］
第三十一条の二第四項	法第四十三条第二項若しくは第三項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第四十三条第三項	法第四十三条第二項若しくは第三項

改正前

（高齢任意加入被保険者の資格取得の申出等）

第三条の七　［同上］

2　前項の申出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　年金手帳その他の基礎年金番号（個人番号を除く。以下この号において同じ。）を明らかにすることができる書類（前項の申出書に基礎年金番号を記載した場合に限り、事業団が基礎年金番号を確認できる場合を除く。第五十八条第二項第一号において同じ。）

二～四　［同上］

3・4　［同上］

［条を加える。］

（老齢厚生年金の請求等）

第四十二条　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
第三十一条の二第四項	法第四十三条第三項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第四十三条第三項	法第四十三条第三項